

軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書

軽油引取税の課税免除の特例措置は、平成 21 年度税制改正において、道路特定財源の一般財源化に伴い目的税から普通税に変更された際に、平成 24 年 3 月 31 日まで 3 年間の期限が設けられ、以後平成 27 年 3 月 31 日、平成 30 年 3 月 31 日までと 2 回にわたり延長措置が認められたところである。

この課税免除の特例措置により、本県の農林漁業者、船舶を使用する事業者、セメント・生コンクリート・砕石等の建設資材事業者など、幅広い産業の経営安定、収益向上に貢献してきたと言える。

さらに、平成 28 年 4 月に発災した熊本地震により、農林水産業等の一次産業は大打撃を受け、建設関連産業も復興需要はあるものの、人手不足や資材高騰も相まって、経営環境は地震発災前よりも厳しいものがある。

このような中、軽油引取税の課税免除の特例措置が終了することになれば、熊本地震からの復興に懸命に努力している課税免除対象事業者が、課税免除期限切れを境に経営悪化の状況に至り、これまでの国等のさまざまな復興支援措置が、無に帰することにもなりかねない。

よって、国におかれては、県内課税免除対象事業者が熊本地震からの復興を果たすためにも、今年度末までとなっている軽油引取税の課税免除の特例措置を、平成 30 年 4 月 1 日以降も継続していただくよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 10 月 3 日

熊本県議会議長 岩 下 栄 一

衆議院議長	様
参議院議長	伊達 忠一様
内閣総理大臣	安倍 晋三様
総務大臣	野田 聖子様
財務大臣	麻生 太郎様
農林水産大臣	斎藤 健様
経済産業大臣	世耕 弘成様
国土交通大臣	石井 啓一様